

小鹿野町避難所運営マニュアル 概要版

「小鹿野町避難所運営マニュアル」では、地区組織・避難者、町、施設が協働して避難所を円滑に運営することを目的としています。

避難所とは

避難所は、避難を必要とする方を受け入れる施設で、以下の種類に分かれます。

自主避難所	大雨や台風の接近などで土砂災害の発生が予想されるなど、身の回りに危険を感じたとき 自主的に避難する施設 。
指定緊急避難場所 (一時避難場所)	災害時の危険を回避するために 一時的に避難する場所 。
指定避難所	災害によって避難生活を余儀なくされる場合に、 一定期間の避難生活を行う施設 。

また、要配慮者を受け入れる二次的な避難施設として福祉避難所がありますが、原則として発災直後の避難はできません。(町が利用状況等を確認し、受入れの支援を行います。)

※要配慮者…要介護高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児など、
避難生活において何らかの配慮を必要とする方々。



指定避難所一覧 (自主避難所含む)

小鹿野文化センター	旧三田川中学校及び体育館
小鹿野中学校及び体育館	両神小学校及び体育館
小鹿野高等学校体育館	旧両神中学校及び体育館
旧長若中学校及び体育館	両神振興会館
般若の丘・いきいき館	武道場

・指定緊急避難場所 4 3 箇所

避難所運営における基本的ルール

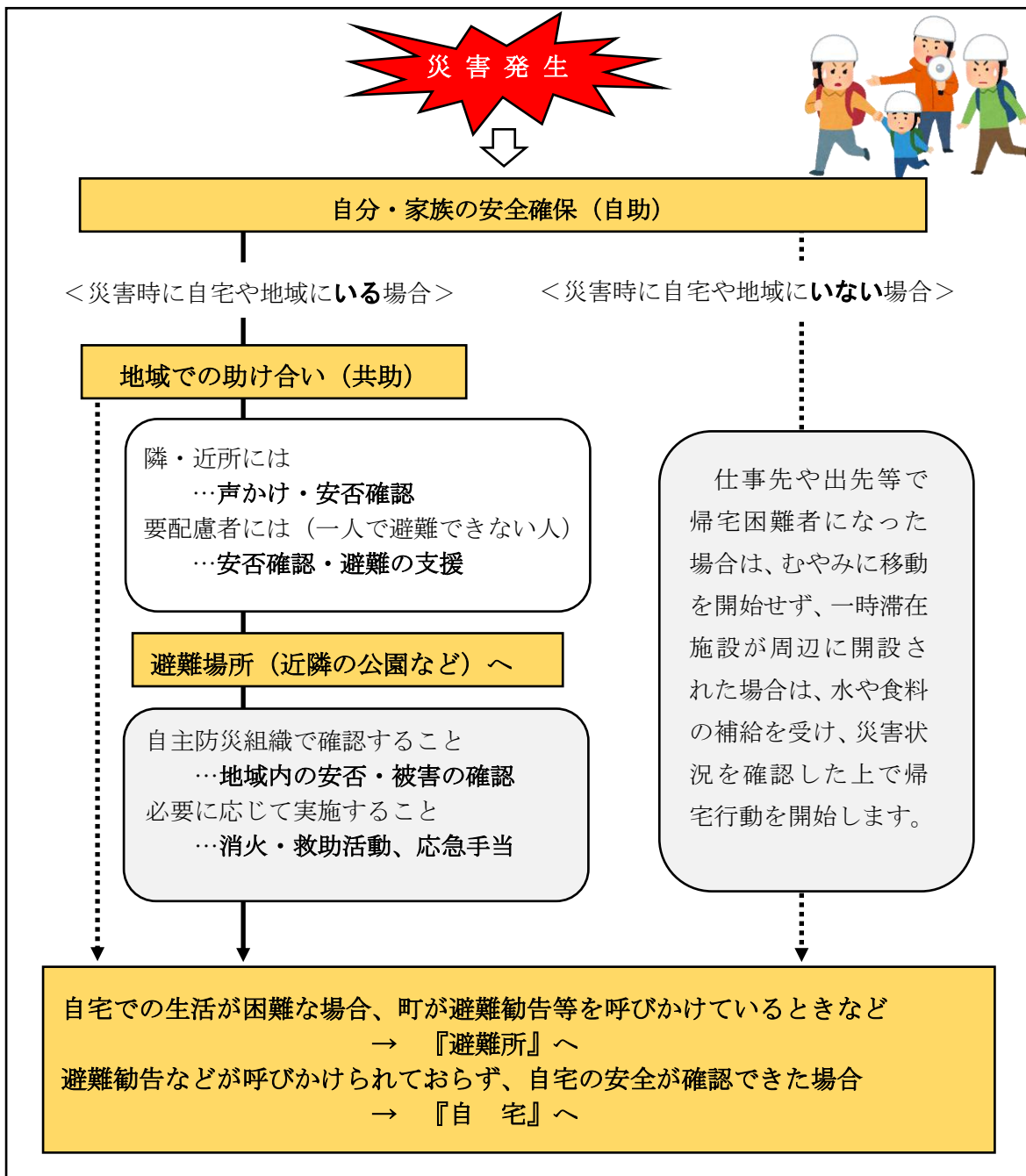
避難所の初動運営は、原則町職員、施設管理者及び職員が中心となって行いますが、避難生活が**長期化する場合**などは、自主防災組織などの地区組織及び避難者、町職員、施設管理者及び職員からなる「**避難所運営委員会**」を立ち上げ、組織的な活動を実施します。

避難所運営の組織（避難所運営委員会）

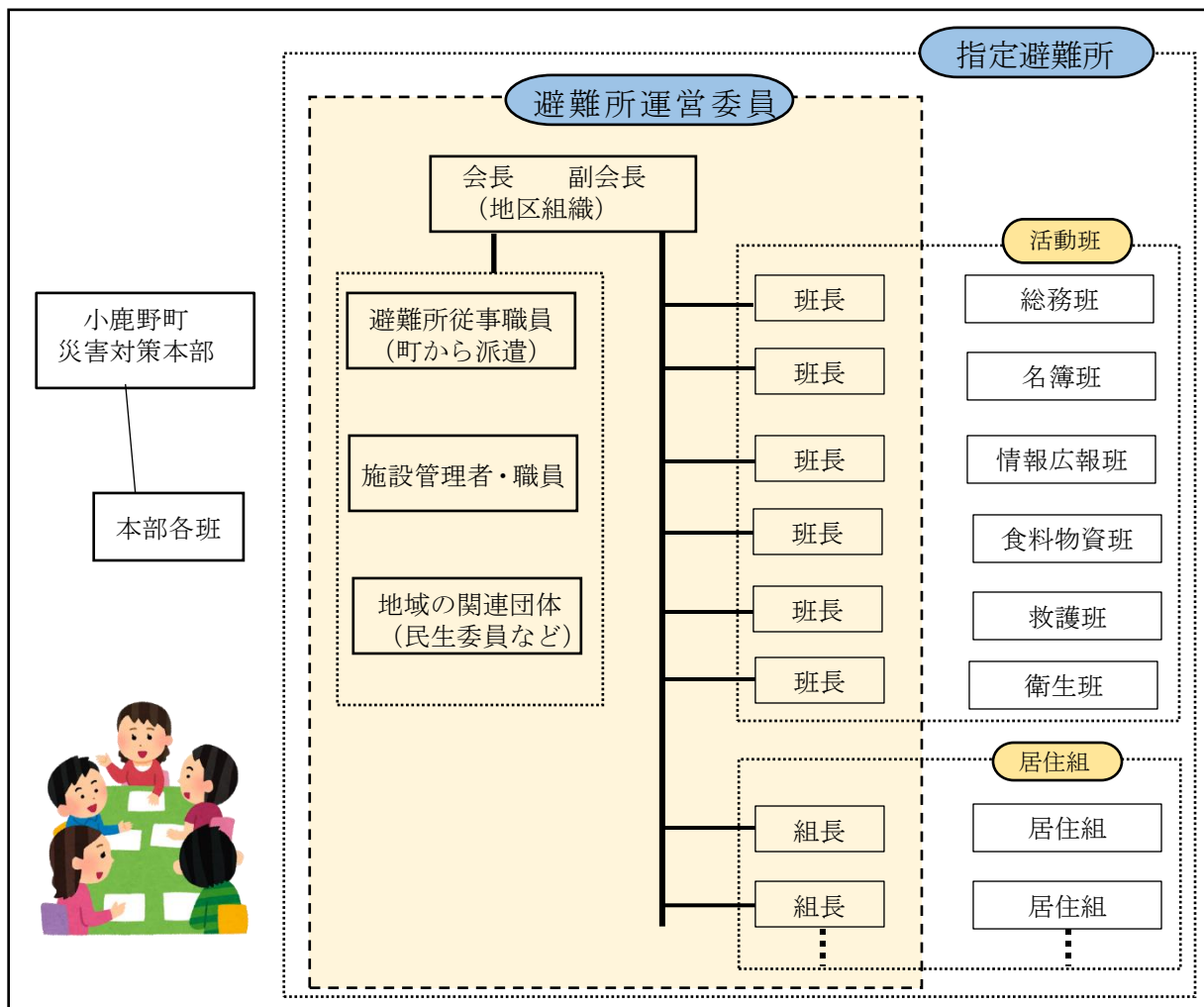
避難所運営委員会は、会長、副会長、活動班の班長、居住組の組長に、町職員、施設管理者及び職員、地域の関連団体（民生委員・児童委員など）を加えて構成します。

また、避難者のニーズには男女の違いもあるため、意見が避難所運営に反映されるよう、**避難所運営委員会には女性も入れて**意見の反映を行います。

災害発生直後の避難行動



避難所運営委員会組織図（例）



- 注1) 避難所運営委員会は、 の中の構成メンバーで運営会議を実施します。
 運営会議は毎日1回以上開催し、避難所内での方針やルールなどを決定します。
- 注2) 各班員・組員（避難者）には、班長・組長が伝達し連携しましょう。
- 注3) 各班は、班員の互選により班長を選出し、班長は副班長を選任します。

避難所生活への配慮

避難者の個人情報
が外部へ漏れないよう
管理を徹底しまし
ょう。

外国人の使用する言
語や生活習慣に配慮
しましょう。



要配慮者には、個々の状況に応じた
配慮を検討しましょう。（高齢者や障
害者に洋式トイレを用意するなど。）

男女別のトイレ、女性の着替えや授
乳場所の確保などプライバシーに配
慮しましょう。

大規模災害時の避難所運営の流れ、各班の主な役割

避難所開設準備、開設						
町職員・施設管理者	地区組織・避難者					
<ul style="list-style-type: none"> ○施設の安全確認(施設が明らかに危険な状態の場合、避難所は開設しません。) ○施設の解錠 ○備蓄物資等の確認 ○避難スペースの確保 	<ul style="list-style-type: none"> ○地域での助け合い ○地域ごとの避難者数確認 ○要配慮者等の把握、支援 ○施設に避難者を収容する際の誘導 ○町職員、施設管理者の支援 					
避難所運営(初動運営)						
<ul style="list-style-type: none"> ○避難所開設の報告 ○避難者の受入れ ○要配慮者等への対応 ○備蓄物資等の提供 ○各種情報の提供 ○避難所運営委員会の設置 	<ul style="list-style-type: none"> ○町職員、施設管理者の支援 ○避難所運営委員会の設置 					
避難所運営(避難所運営委員会による運営)						
町職員 施設管理者	総務班	名簿班	情報広報班	食料物資班	救護班	衛生班
<ul style="list-style-type: none"> ○運営委員会への参画 ○災害対策本部への報告、物資・専門職員等の派遣要請 ○避難者名簿の整理、確認 ○要配慮者の移動 ○秩序の維持 ○取材への対応 	<ul style="list-style-type: none"> ○避難所運営委員会の開催 ○来客者への対応 ○ボランティアの受入れ ○避難所の居住スペースの調整 ○避難者の相談対応 	<ul style="list-style-type: none"> ○避難者名簿の作成 ○外泊者の管理 ○安否確認への対応 ○荷物の取次ぎ 	<ul style="list-style-type: none"> ○各種情報の受発信 ○避難者への情報伝達 ○防災情報の収集 ○各避難所との連絡調整 	<ul style="list-style-type: none"> ○食料、水の調達 ○食料、水の受入れ ○食料、水の管理、配給 ○物資の管理、配給 ○不足食料、物資の把握と要請 	<ul style="list-style-type: none"> ○傷病者、要配慮者の把握、支援 ○避難者の健康状態の把握 ○医療機関の開設状況の把握 	<ul style="list-style-type: none"> ○避難所トイレ及び生活用水の確保 ○ペット連れ避難者への対応 ○避難所の清掃管理 ○ゴミの管理 ○衛生環境の整備(食中毒、風邪などの予防)
避難所集約、閉鎖						
<ul style="list-style-type: none"> ○集約、閉鎖の検討 ○運営委員会との調整 ○閉鎖報告 	<ul style="list-style-type: none"> ○集約、閉鎖に関する町との協議 ○残務整理 	<ul style="list-style-type: none"> ○避難者名簿の集約 	<ul style="list-style-type: none"> ○復旧情報等の収集 	<ul style="list-style-type: none"> ○食料、物資の整理 	<ul style="list-style-type: none"> ○健康相談 	<ul style="list-style-type: none"> ○避難所内の整理

※居住組は組長が中心となり、各活動班の支援に当たります。また、衛生班の決定のもと、当番制で共有スペースの清掃等を行います。

避難所の集約及び閉鎖

避難所は、**施設本来の機能を回復する必要がある**ため、被害の回復や仮設住宅支援の始まりに合わせて避難者の退所を促すとともに、避難者の減少に合わせて避難所の集約を検討します。(災害対策本部の調整により、段階的に実施します。)

閉鎖については、避難所運営委員会と災害対策本部との協議により、閉鎖を決定します。